

大府市告示第43号

大府市手数料条例別表(6)建築確認等関係手数料17の項及び18の項の市長が定める機関が認めた場合及びその他市長が定める場合(平成24年大府市告示第136号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月25日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| 1 市長が定める機関<br>(1) 略<br>(2) 非住宅の部分に係る申請の場合は、建築物のエネルギー消費性能の <u>向上等</u> に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関とする。<br>(3) 略 | 1 市長が定める機関<br>(1) 略<br>(2) 非住宅の部分に係る申請の場合は、建築物のエネルギー消費性能の <u>向上</u> に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関とする。<br>(3) 略 |
| 2 略   | 2 略  |

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。